

『アクロスプラザ千葉ニュータウン』大規模小売店舗立地法第6条第2項の届出について

平素は、格別のご高配を賜りありがとうございます。令和7年1月28日に大規模小売店舗立地法の届出を行いましたので、届出の概要について以下のとおりご報告いたします。
 なお、この掲示は大規模小売店舗立地法第7条第1項に基づく説明会の開催に代えて行なうものです。

届出に関する事項について	
建物設置者	名称：合同会社 APM ファンド 1 職務執行者 池田 卓也 住所：東京都新宿区四谷二丁目 9 番地 15 東京ユニテッド総合事務所内
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称：アクロスプラザ千葉ニュータウン 所在地：白井市桜台一丁目 1 番地 2
変更しようとする事項	① 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】未定： 午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分 （年間 1 日に限り午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分） 【変更後】株式会社ゴルフパートナー： 午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分 ※ほか 4 者変更なし ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】午前 8 時 45 分～午後 9 時 15 分 （年間 1 日に限り午前 5 時 45 分～午後 10 時 15 分） 【変更後】午前 8 時 45 分～午後 9 時 15 分
変更日	令和 7 年 2 月 7 日
変更する理由	テナント変更に伴う営業計画変更のため
【お問い合わせ先】 株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画課 TEL：03-6222-2209（平日（月～金）10：00～18：00）	

